

○中京大学教育後援会会則

中京大学教育後援会会則

1981年4月1日制定

〔注〕2005年5月から改正沿革を付記した。

改正	2005年5月20日	2013年5月11日
	2014年5月11日	2016年5月7日
	2019年4月1日	2020年4月1日
	2022年4月1日	

(目的)

第1条 中京大学教育後援会（以下「本会」という。）は、中京大学の建学の精神にのっとり、学生の教育指導について、会員及び中京大学が相互に理解を深めて協力することにより、教育の向上及び中京大学の発展を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

2 本会を中京大学内に置く。

(会員)

第2条 本会は、次に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 会費を納入した者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
- (3) 特別会員 中京大学に勤務する専任教職員並びに最高顧問及び名誉会長が推薦する者

(事業)

第3条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育懇談会、キャンパス見学会等、会員と中京大学との関係を緊密にし、連携を強化する事業の開催
- (2) 教育後援会報の発行
- (3) 学生の教育及び厚生に関する事業及び支援
- (4) 課外活動に関する支援
- (5) 教育用施設設備に関する支援
- (6) 奨学金、教育奨励賞、災害見舞金等の給付。なお、奨学金等の支給は別に定める。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名
- (4) 委員 若干名
- (5) 幹事長 1人
- (6) 幹事 若干名
- (7) 最高顧問
- (8) 名誉会長

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員は、正会員及び特別会員の内から、総会の決議により選出する。
- (2) 会長は、役員会の決議により選出する。
- (3) 副会長は、会員の内から、会長の指名により委嘱する。
- (4) 監事は、役員会の決議により選出する。
- (5) 幹事長及び幹事は、特別会員の内から、会長の指名により委嘱する。
- (6) 最高顧問は、梅村学園理事長に委嘱する。
- (7) 名誉会長は、中京大学学長に委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、職務を代行する。
- (3) 監事は、会計を監査する。
- (4) 委員は、予算、決算その他の重要事項を審議する。
- (5) 幹事長は会務を執行し、幹事は庶務、会計等の業務を行う。
- (6) 最高顧問及び名誉会長は会長の諮問に応じ、会長はその意見を会務に反映させる。

(総会)

第7条 総会は、正会員及び役員で構成する。

2 総会は、会長が招集し、少なくとも年1回以上開催する。ただし、招集が困難と会長が判断した場合に限り、役員会で審議し、総会構成者への通知をもって総会に代えることができる。

3 総会の審議事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 会則等の改正に関すること。
- (5) その他必要と認められること。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、監事、委員、幹事長、幹事で構成する。必要に応じて会長が招集し適宜開催する。

2 役員会の職務は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 総会の招集が困難と会長が判断した場合における第7条第2項に定められた各号の審議及び決定
- (3) その他必要と認められること。

3 役員会の議長は、会長が当たる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって充てる。

(会費)

第11条 会費の金額及び納入方法は、別に定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支部)

第13条 本会に都道府県単位の支部を置くことができる。

(所管)

第14条 本会の事業運営を円滑に遂行するため、会長の承認を得て、中京大学校友会・教育後援会事務センターが業務を担当するものとする。

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃は、役員会で審議し、総会で承認を得なければならない。

附 則

この会則は、1981年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、1997年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2005年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、2013年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、2014年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、2016年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2022年4月1日から施行する。